



2018年6月6日

各 位

会 社 名 株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名 代表執行役社長 越智 仁
(コード番号：4188 東証第1部)
問 合 せ 先 広報・IR 室長 高阪 肇
TEL. 03-6748-7120

新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

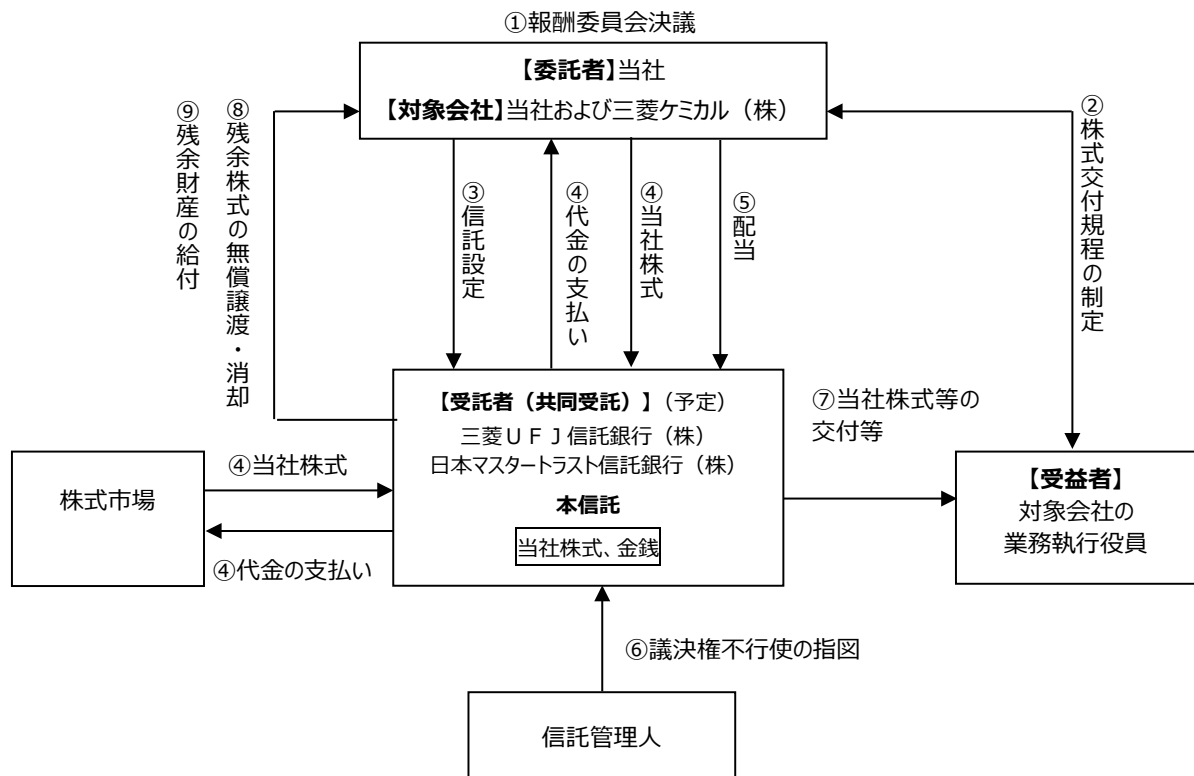
2018年6月6日開催の当社の報酬委員会及び2018年5月25日開催の当社の中核事業会社である三菱ケミカル株式会社の取締役会において、当社の執行役及び執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。）並びに三菱ケミカル株式会社の代表取締役社長、執行役員を兼務する取締役及び執行役員（国内非居住者を除きます。当社の執行役及び執行役員と併せて、以下、「業務執行役員」といいます。）を対象に、新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、当社及び三菱ケミカル株式会社（2社を総称して、「対象会社」といいます。）の業務執行役員に対し、業務執行役員の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、企業価値増大への貢献意識及び株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、本制度を導入いたします。
なお、当社は、当社の執行役及び執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして当社株式にかかる新株予約権の付与を行っておりますが、本制度の導入に伴い、2019年度以降、新規の発行を行わないこととします。
- (2) 本制度の導入にあたり、三菱ケミカル株式会社は、同社の株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において役員報酬決議を経る予定です。
- (3) 本制度は、役員報酬 BIP(Board Incentive Plan)信託(以下、「BIP 信託」といいます。)を用いた株式報酬制度です。BIP 信託は、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、役員に対し当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）並びに当社株式等に生じる配当金の交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）を行う仕組みです。

2. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は、指名委員会等設置会社であるため、本制度の導入については、報酬委員会において決議を得ています。三菱ケミカル株式会社は、本株主総会において本制度の導入及び役員報酬に関する決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、報酬委員会または取締役会において、本制度に関する報酬規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 対象会社は、3. (2) 記載の受益者要件を充足する業務執行役員を受益者とする本信託の設定において、各対象会社の業務執行役員に対する報酬の原資の割合に応じて、それぞれ按分して金銭を拠出し、受益者要件を充足する業務執行役員を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。なお、三菱ケミカル株式会社が拠出する金銭は、①の本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて対象会社ごとに管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位並びに各事業年度及び中期経営計画における会社業績目標等の達成度等に応じ業務執行役員に一定のポイントが付与され、累積します。業務執行役員の退任後に、一定の受益者要件をみたす業務執行役員に対して、②で定めた株式交付規程に従い、付与されたポイントの累積値（以下、「累積ポイント数」といいます。）の一定割合に相当する当社株式の交付を行い、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価

処分金相当額の金銭が給付されます。

また、本信託内の当社株式に関して⑤で支払われていた配当金についても、本信託から交付等が行われる当社株式等の数に応じて一定の受益者要件をみたす業務執行役員に給付されます。

- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、業務執行役員への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを所定の手続きを経て消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び業務執行役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

- ※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に業務執行役員について定められる累積ポイント数に相当する当社株式に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、対象会社は、本信託に追加で（三菱ケミカル株式会社は当社を通じて）金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得することがあります。ただし、当社については、当該追加信託に際して報酬委員会決議を得ることとし、三菱ケミカル株式会社については、当該追加信託の額は下記 3.（6）の信託金の上限の範囲内とします。

3. 本制度の内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する5事業年度（当初は2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度。以下「対象期間」といいます。）を対象として、各事業年度の業務執行役員の役位並びに各事業年度及び中期経営計画における会社業績目標等の達成度等に応じたポイントを付与し、累積します。業務執行役員の退任後算定される当該累積ポイント数に相当する当社株式等及び当社株式等に生じる配当金を役員報酬として交付等するインセンティブプランです。

（2）本制度の対象者（受益者要件）

業務執行役員の退任後に、以下の受益者要件をみたしていることを条件に、所定の受益者確定手続きを経て、退任時の累積ポイント数に相当する当社株式等及び当社株式等に生じる配当金について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中に何れかの対象会社において業務執行役員であること
（本制度開始日以降に新たに業務執行役員となった者を含みます。）
- ② 前項の対象会社における業務執行役員を退任しており、かつ、同対象会社において取締役及び監査役いずれの地位をも有していないこと（※）
- ③ 在任中に一定の非違行為があったこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ④ 国内居住者であること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

※ただし、下記(3)③による信託終了に伴う信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が業務執行役員として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して業務執行役員の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(3) 信託期間

① 当初の信託期間

2018年8月(予定)から2021年8月(予定)までの約3年間とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を継続することがあります。その場合、当社は、さらに5年間本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間ごとに、業務執行役員に対する報酬の原資となる金員を追加拠出し、引き続き延長された信託期間中、業務執行役員に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(業務執行役員に付与された累積ポイント数に相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金員の合計額は、当社の報酬委員会及び三菱ケミカル株式会社の本株主総会で承認を得た金員の予定額(ただし、三菱ケミカル株式会社においては上限額とします。)の範囲内とします。

この信託期間は、その後も同様に延長することができます。また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、業務執行役員に対するポイントの付与は行われません。

③ 本信託の終了の取扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長)

本信託を終了する場合においても、信託期間(上記②の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間。以下同じ。)の満了時に、受益者要件をみたす可能性のある業務執行役員が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、業務執行役員に対する新たなポイントの付与は行いません。

(4) 業務執行役員に交付等が行われる当社株式等

業務執行役員には、信託期間中の毎年7月頃に、役位及び同年3月31日で終了する事業年度における業績達成度等に応じたポイントが付与されます。

付与するポイントは、役位並びに各事業年度及び中期経営計画における会社業績等の目標値に対する達成度等に応じて0~200%(ただし、三菱ケミカル株式会社は0~220%)の範囲で変動します。会社業績等の達成度等を評価する指標は、コア営業利益、ROE、フリーキャッシュフロー等とします。

業務執行役員の退任後(信託期間中の事業年度の途中で退任した業務執行役員は、退任日を含む事業年度の末日後)に、累積ポイント数が算定され、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、付与するポイント数及び累積ポイント数を調整します。

また、信託期間中の事業年度の途中で死亡または国内非居住者となることが決定した業務執行役員には、当該事業年度にかかるポイントとして、当該事業年度における死亡または国内非居住者となることが決定したときまでの在任期間に応じたポイント(会社業績等の達成度等は100%とみなします。)

がその時点で付与され、累積ポイント数が算定されます。

(5) 当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(2)の受益者要件をみたす業務執行役員に、原則として退任後、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。この場合、累積ポイント数の70%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て。)を交付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付します。

ただし、信託期間中に受益者要件を充足する業務執行役員が死亡により退任した場合には、当該時点における累積ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該業務執行役員の相続人に対して給付します。また、信託期間中に業務執行役員が国内非居住者となることが決定した場合には、当該時点における累積ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭について、当該業務執行役員に対して速やかに給付します。

なお、業務執行役員は、退任後1年間(ただし、退任後に当社または当社の子会社の執行役、取締役、執行役員または監査役に就任した者については、当社または当社の子会社においていずれの地位をも喪失した時点から1年間)は、本信託により交付された当社株式を継続保有するものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金額及び本信託において業務執行役員に付与するポイントの総数の予定及び上限

当社が信託期間内に本信託に拠出する信託金の金額(予定)及び本信託において当社の業務執行役員に付与するポイントの総数(予定)は、以下のとおりとします。

- ・当社が本信託に拠出する信託金の金額(3事業年度分) : 10億3,000万円(予定)
- ・当社が本信託において当社の業務執行役員に付与するポイントの総数(1事業年度分) : 253,000ポイント(予定)

三菱ケミカル株式会社が信託期間内に本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託において同社の業務執行役員に付与するポイントの総数の上限は、以下のとおりとします。

- ・三菱ケミカル株式会社が本信託に拠出する信託金の上限金額(3事業年度分) : 34億3,000万円(予定)
- ・三菱ケミカル株式会社が本信託に拠出する信託金の上限金額(5事業年度分) : 57億1,000万円(予定)
- ・本信託において三菱ケミカル株式会社の業務執行役員に付与するポイントの総数の上限(1事業年度分) : 845,000ポイント(予定)

※上記各信託金の額は、本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合算金額としています。

※信託金の予定額及び上限額は、上記の付与するポイントの総数の予定を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、当社(自己株式処分)または株式市場からの取得を予定しています。

なお、各対象会社については、上記(6)の株式取得資金及び付与するポイント総数の範囲内で、

当社株式を取得するものとします。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記（5）により業務執行役員に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式にかかる配当金の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託から交付等が行われる当社株式等の株式数に応じて、上記（5）により交付等が行われる当社株式等とともに一定の受益者要件をみたす業務執行役員に給付するほか、本信託の信託報酬・信託費用に充当することがあります。

(10) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、業務執行役員に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを所定の手続きを経て消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び業務執行役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、報酬委員会または取締役会等において定めます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 業務執行役員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社(予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 業務執行役員のうち受益者要件をみたす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託託契約日 | 2018年9月20日(予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年9月20日(予定)~2021年8月末日(予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年9月20日(予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限金額 | 44億6,000万円(予定)(信託報酬・信託費用を含みます。) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社(自己株式処分)または株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社为本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上